# 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

# 第1回会議

日 時:平成27年6月18日(木)

14:00~15:30

場 所: 役場本庁舎3階 第2委員会室

_			次	第						
1	開	会								
2	委嘱	<b>属式</b>								
3	町長	<b>長あいさつ</b>								
4	出席	<b>香名紹介</b>								
5	議 (1)	題 会長・副会長の選出・・	• • • •		• • •	• •	• •		•	• • P4
	(2)	町長からの諮問・・・・	• • • •		• • •	• • •	• •	• •	• •	• • P4
	(3)	松伏町の概要・・・・・	• • • •	• • • •	• • •	• •		• •		• P4
	(4)	まち・ひと・しごと創生終	総合戦略	の概要・	• • •	• •		• •	•	• P8
	(5)	策定体制・スケジュール	• • • •	• • • •		• •		• •		P10
	(6)	その他								
6	閉	会								
参	考資料	<u> </u>								
•	町の紹 地域記	- Jまち・ひと・しごと創生終 計情報・・・・・・・ 5性化・地域住民生活等緊急 5県まち・ひと・しごと創名	• • • • 急支援交	••••• 付金総括	・・・ 表・・	• •	• •	• •	•	別紙 1
		まち・ひと・しごと創生約 、ロビジョンの策定についる T人ロビジョン及び総合戦闘	· · ·		• • •	• •	• •	• •	•	別紙4

# 出席者名簿

審議会委員(敬称略)

	職名	氏 名
	松伏町商工会会長	小島 朗
	埼玉県東部地域振興センター所長	佐藤 正信
1 1号	大正大学鴨台プロジェクトセンター部長補佐	佐藤 徹明
委員	埼玉りそな銀行越谷支店支店長	久保埜 良幸
	越谷公共職業安定所所長	飯野 哲義
	埼玉新聞社取締役クロスメディア局長	宮下 達也
	(代理)埼玉新聞社経営企画室長	高梨 肇
2号	公募委員	田村 笑
委員	公募委員	古屋由美
3号	松伏中学校 PTA 会長	石原 みどり
委員	吉川青年会議所理事長	程田 幸秀

# 松伏町

	職名		名
1	町長	會田	重雄
2	副町長(庁内推進本部会議委員長)	鈴木	寛
3	企画財政課長(庁内推進本部会議副委員長)	立沢	昌秀
4	企画財政課主幹(事務局)	目黒	健二
5	企画財政課主任(事務局)	末次	雄一郎
6	企画財政課主事(事務局)	栗原	嘉顕

#### 策定支援業者

		職名	E	毛 名
1	昭和(株)	技術本部副部長兼都市調査室室長	虎見	和幸
2	昭和(株)	都市調査室上席主任	上坂	明
3	昭和(株)	都市調査室	河村	健人

事務局:企画財政課総合政策担当

電 話 991-1818(直通)

メール kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp

# 2 委嘱式

### (1)設置目的

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 (目的及び設置)

第1条 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、松伏町の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することを目的とし、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定、効果検証、改訂等について審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

# (2)委員の委嘱について

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例 (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町 長が委嘱する。

- (1) 法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) その他町長が特に必要と認める者

審議会委員(敬称略)

	職名	氏 名
	松伏町商工会会長	小島朗
	埼玉県東部地域振興センター所長	佐藤 正信
1 믕	大正大学鴨台プロジェクトセンター部長補佐	佐藤 徹明
委員	埼玉りそな銀行越谷支店支店長	久保埜 良幸
	越谷公共職業安定所所長	飯野 哲義
	埼玉新聞社取締役クロスメディア局長	宮下 達也
2号	公募委員	田村 笑
委員	公募委員	古屋由美
3号	松伏中学校 PTA 会長	石原 みどり
委員	吉川青年会議所理事長	程田 幸秀

# 5 議題

# (1)会長・副会長の選出

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

# (2) 町長からの諮問

# (3) 松伏町の概要

## ①地勢

松伏町は、埼玉県の東南部、北葛飾郡のやや南に位置し、都心から30km内の首都圏近郊整備地帯に属しており、東は江戸川を隔てて千葉県野田市、南は吉川市、西は大落古利根川を境に越谷市、また、北は春日部市に接しています。

町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北に長い形をなしていて、行政区域面積は、16.20平方kmです。地形は、一部北部の台地を除いて標高4mから6mの氾濫平野自然堤防で形成された、ほぼ平坦地です。

#### ②沿革

明治22年4月1日	町村制施行により、松伏村、大川戸村、田島村、上赤岩村、 下赤岩村の5ヵ村が合併し「松伏領村」、金杉村、魚沼村、築 比地村の3ヵ村が合併して「金杉村」となる。
昭和30年4月20日	「松伏領村」及び「金杉村」の2ヵ村合体合併により、新たに「松伏領村」が誕生。
昭和31年4月15日	「松伏領村」を「松伏村」に村名変更
昭和44年4月1日	町制施行し、「松伏町」となる。

#### ③統計

別紙1参照

#### ④松伏町の人口の経年変化の把握・分析

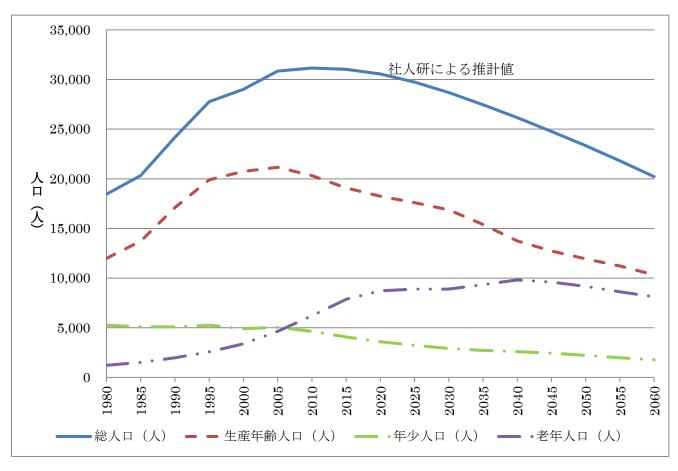
#### ア)松伏町の総人口・年齢区分別人口の推移

本町の人口は 1980 年から 2009 年にかけて増加を続けていましたが、2009 年を 境に緩やかな減少傾向に転じています。また、国立社会保障人口問題研究所(社人研) の推計によれば 2015 年以降も人口は減少し続けるとされています。

年齢区分別でみると、老年人口(65歳以上)は増加傾向にある一方で、生産年齢人口(15~64歳)、年少人口(15歳未満)ともに2010年以降減少傾向にあります。2015年以降も減少傾向を続け、更なる人口減少と高齢化が進むことが予想されてお

#### 松伏町の総人口・年齢区分別人口の推移

り、2060年の総人口は約20,213人になると推計されています。



国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所の推計より作成

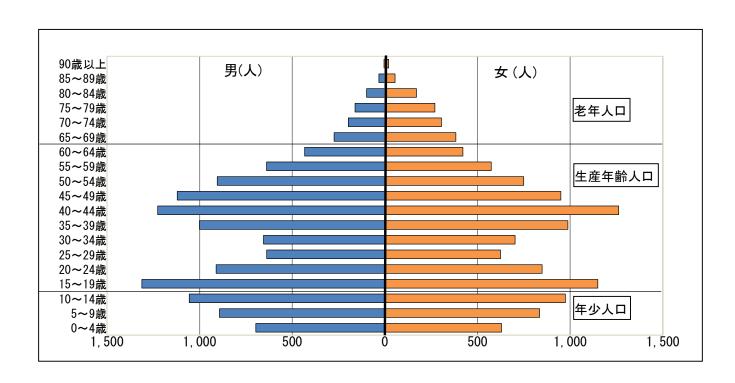
### イ) 人口ピラミッド

1990年の人口ピラミッドは、いわゆる団塊世代とその子ども世代が多い「ひょうたん型」となっています。

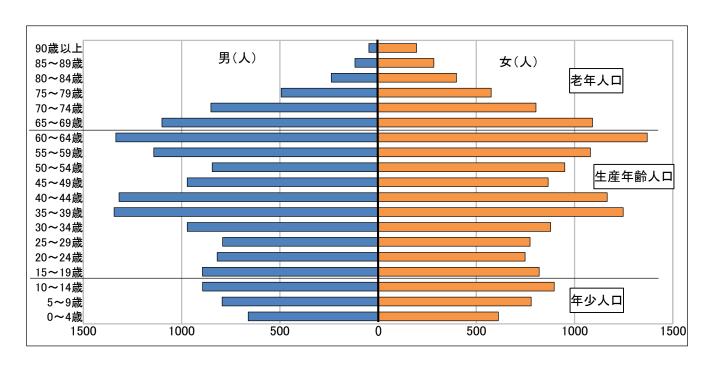
2010年の人口ピラミッドは、団塊世代とその子ども世代がそのまま移行しており、また、年少人口の伸びが少なく、「ひょうたん型」から「つり鐘型」へと移行してきています。

2030年の人口ピラミッドは「つぼ型」であり、50代から80代の人口が多く、年少人口は非常に少なくなっています。2010年の「つり鐘型」と比較すると、65歳以上の老年人口の割合が高くなり、生産年齢人口と年少人口の割合が低くなっていることが分かります。

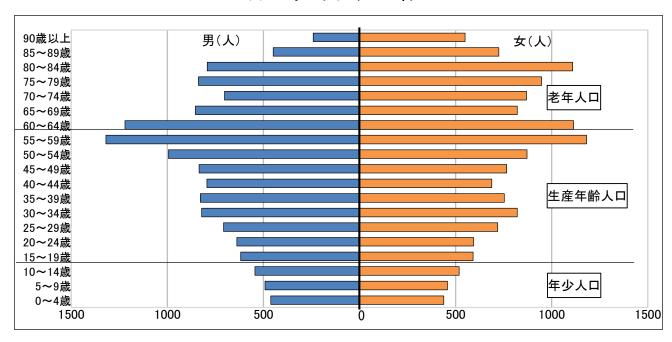
#### 人口ピラミッド(1990年)



#### 人口ピラミッド (2010年)



#### 人口ピラミッド (2030年)



国勢調査及び国立社会保障人口問題研究所の推計より作成

# (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

#### ①制度の趣旨

全国的に「人口減少とそれによる地域経済の縮小」は地方自治体が直面する大きな課題となっていますが、これに対応すべく、国は、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年に制定し、日本の人口の将来展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(以下「国の長期ビジョン」)」と人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むための「まち・ひと・しごと総合戦略(以下、「国の総合戦略」)」を閣議決定しました。

そして、まち・ひと・しごと創生※のためには、国と地方が一体となって取り組む 必要があることから、各自治体において、<u>将来の人口の現状と展望を示すための「地方人口ビジョン」</u>と、<u>地域の課題に対応するための"処方箋"とも言うべき「地方版</u>総合戦略」の策定が求められています。

※まち・ひと・しごと創生:以下を一体的に推進すること

まち:国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと:地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと:地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

#### ②地方人口ビジョンについて

地方人口ビジョンは、各自治体における人口の現状を分析し、人口に関する地域 住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。 この地方人口ビジョンを基礎として地方版総合戦略において、まち・ひと・しごと 創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案することが求められます。

#### ア)目標年

国の長期ビジョンを基本とし、長期目標として2060年を目標年とします。

#### イ) 経年変化の分析(過去から現在へ)

総人口・年齢3区分別人口(年少人口・生産年齢人口・老年人口)・出生数と合計 特殊出生率などについて、これまでの傾向を分析します。

#### ウ)現在の動向分析

人口ピラミッド・年齢別の人口移動・各産業別の人口などについて分析します。

#### エ)広域的な動向分析

どこの自治体へ転出するか、どこの自治体からの転入が見られるかなどから、他市 町村との比較分析を行います。

#### 才) 将来展望

現在の傾向が続くと仮定した場合の将来人口を3通り程で推計します。その後、地域住民の意向や町の課題を踏まえた上で検討した施策の方向性を示し、施策による転入転出数の変化や出生数の変化を踏まえた将来人口の展望を示します。

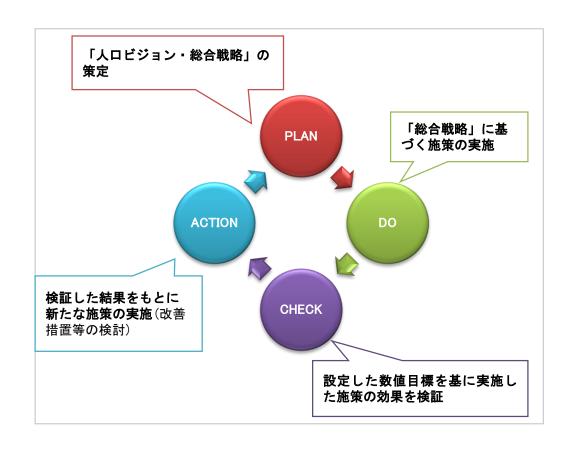
#### ③地方版総合戦略

地方人口ビジョンで示す取組みの方向性を踏まえ、地域の実情に応じた今後5か年の目標や基本的施策の方向性、具体的な施策・事業についてまとめます。

その際、基本目標を実現するための政策分野ごとに、また施策ごとに、客観的に判断するための数値目標(KPI)※を定め、後年度に渡り、実施状況を検証することが求められています。

この計画策定→計画の実施→評価検証→検証を踏まえた新たな計画作りの一連の流れを PDCA サイクルと呼び、地方版総合戦略の効果的実施に向けてそれに則った進行管理が求められています。

※KPI (Key Performance Indicators): 重要業績評価指標



PDCA サイクルのイメージ

#### 4)町のこれまでの取組み

- ア)国の平成26年度補正予算による緊急経済対策に対応した事業・・・別紙2参照
- イ) 庁内推進本部会議の開催・策定支援業者の決定

## (5) 策定体制・スケジュール

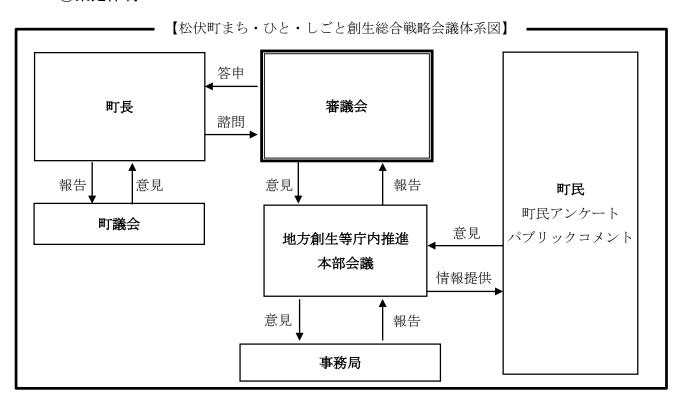
# ①松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例第2条の規定に基づき、町長の 諮問に応じ、総合戦略の策定、効果検証及び改訂に関し、審議を行います。

#### ②地方創生等庁内推進本部会議

庁内推進本部会議は、庁内における計画案作成の最高機関として、副町長を委員長として各課(室)長で構成し、地方創生等について審議を行います。

#### ③策定体制



## **④**スケジュール

	日程	検討事項(案)
第1回	6月18日(木)	<ul><li>・町長からの諮問</li><li>・まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要について</li></ul>
第2回	8月20日(木)	・人口ビジョン(案)及び総合戦略の具体的施策と 重要業績評価指標(KPI)について
第3回	1 1 月下旬	<ul><li>・人口ビジョン(案)及び総合戦略の具体的施策と 重要業績評価指標(KPI)について</li><li>・パブリックコメント実施内容について</li></ul>
第4回	2月下旬	・人口ビジョン及び総合戦略の答申 ・先行型事業の今年度重要業績評価指標(KPI)について

# 参考資料

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

(目的及び設置)

第1条 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、松伏町の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することを目的とし、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定、効果検証、改訂等について審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
  - (1)総合戦略の策定
  - (2)総合戦略の効果検証
  - (3)総合戦略の改訂
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長 が委嘱する。
  - (1) 法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
  - (2) 公募による町民
  - (3) その他町長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が その職務を代理する。

(任期及び失職)

- 第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会議)

- 第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年松伏村条 例第5号)の一部を次のように改正する。

別表総合振興計画審議会委員の項の次に、次の1項を加える。

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員 日額 5,800円